

議案第 36 号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例（平成16年伊賀市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は父及び児童並びに」を「、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童及び」に改める。

第2条第2項中「(以下この項において「母」という。)」を削り、「母を」を「当該配偶者のない女子を」に改め、同条第3項中「(以下この項において「父」という。)」を削り、「父を」を「当該配偶者のない男子を」に改め、同条第4項第2号中「又は」の次に「一人親家庭等の」を加え、同条第5項中「以降」を「以後」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「給付を」を「ものを」に改め、同項第1号中「対象者の」を削り、「つき」を「係る」に、「、保険外併用療養費」を「並びに保険外併用療養費」に改め、同項第2号中「対象者の」を削り、「つき」を「係る」に改め、同条第9項中「とは」の次に「、障がい者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童及び子どものうち」を、「各号」の次に「(子どもにあつては、第4号を除く。)」を加え、同項ただし書を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助を受けない者
第2条第9項第4号中「(第5項に該当する者で、かつ、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」を削り、同条第11項を削る。

第3条第1項中「、受給資格の認定の」を削り、「市長の認定」を「市長による受給資格

の認定（以下「受給資格の認定」という。）に、「証明書の」を「証明書（第6条において「受給資格証」という。）の」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「受給資格の認定」の次に「（この項に規定する受給資格の認定の更新を含む。以下同じ。）」を、「1）は」の次に「当該受給資格の認定を受けた日から1年を超えない範囲内で規則で定める日までに」を加え、「、1年ごとに受給資格の更新の」を削り、「市長の認定」を「受給資格の認定の更新」に改め、同条第3項中「保護者」を「対象者又は受給資格者の保護者」に、「対象者」を「当該対象者又は受給資格者」に改め、「代わり」の次に「当該各項に規定する」を加え、「ものとする」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「対象者の」を「受給資格者が」に、「医療に関する給付が」を「医療に関する給付（第2条第1項第3号に掲げる者に該当することにより受給資格の認定を受けた者にあつては、入院に係るものを除く。）が」に、「医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たない」を「受給資格者又はその保護者が当該医療に関する給付について負担すべき費用を支払った」に、「規則で定める手続に従い、その者」を「当該受給資格者又はその保護者」に、「その満たない額（以下「対象医療費」という。）」を「、その支払った費用の額」に改め、同項第1号中「の額」を削り、同項第2号中「場合は、当該」を「場合の当該」に、「給付を受けることができる額」を「給付制度による給付」に、「現に給付がなされるか否かにかかわらず、当該制度により給付を受けたものとみなしてこの条例の適用をしないものとした額」を「給付を受けない場合の当該給付」に改め、同条第2項中「医療に要する」を「受給資格者又はその保護者が負担すべき」に改め、「算定した」の次に「費用の額のうち当該受給資格者又はその保護者が負担すべき費用の」を加え、同条第3項を削る。

第5条中「又は」の次に「その」を加え、「福祉医療費証明書料を支払った」を「当該受給資格者が受けた医療に関する給付について負担すべき費用（福祉医療費の助成の対象となるものに限る。）に係る領収証明書の交付を受けた」に、「当該福祉医療費証明書」を「その者に対し、当該領収証明書」に、「要する」を「要した」に改め、「その者に対し」を削り、同条ただし書を削る。

第6条中「又は」の次に「その」を加える。

第7条第1項中「又は」の次に「その」を加え、同条第2項中「前項」の次に「の規定」を加え、「申請は、助成の」を「助成の申請は、当該」に改める。

第8条中「前条」を「前条第1項」に、「審査し、当該」を「審査の上当該」に、「決定した」を「、その決定した」に改める。

第9条中「受給資格者又は」の次に「その」を加える。

第10条中「受給資格者又は」の次に「その」を加え、「対象者」を「当該受給資格者」に改める。

第12条中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第9項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。